

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

① 対象となる証券投資信託の名称

ニッセイ J-REIT ファンド（2ヵ月決算型）

② 信託約款変更の理由

毎月分配に対する受益者および投資家の皆様のニーズに応えるため、下記の日程にて決算月を隔月から毎月にするよう信託約款を変更させていただく予定です。

③ 信託約款変更の内容

下線部は変更部分とします。

新	旧
<p>(ファンド名称) ニッセイ J-REIT ファンド (<u>毎月決算型</u>)</p> <p>(受益権の申込単位および価額等) 第 12 条 取扱販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ J-REIT ファンド (<u>毎月決算型</u>) 自動けいぞく (累積) 投資約款」にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②～⑥ (略)</p> <p>(信託の計算期間) 第 35 条 この信託の計算期間は、<u>平成 23 年 3 月以降、原則として毎月 13 日から翌月 12 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 18 年 6 月 21 日から平成 18 年 7 月 12 日までとし、第 29 計算期間は、平成 23 年 1 月 13 日から平成 23 年 3 月 14 日までとします。</u> ② (略)</p>	<p>(ファンド名称) ニッセイ J-REIT ファンド (<u>2ヵ月決算型</u>)</p> <p>(受益権の申込単位および価額等) 第 12 条 取扱販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ J-REIT ファンド (<u>2ヵ月決算型</u>) 自動けいぞく (累積) 投資約款」にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②～⑥ (略)</p> <p>(信託の計算期間) 第 35 条 この信託の計算期間は、<u>毎年 1 月 13 日から 3 月 12 日まで、3 月 13 日から 5 月 12 日まで、5 月 13 日から 7 月 12 日まで、7 月 13 日から 9 月 12 日まで、9 月 13 日から 11 月 12 日まで、11 月 13 日から翌年 1 月 12 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、<u>平成 18 年 6 月 21 日から平成 18 年 7 月 12 日までとします。</u> ② (略)</u></p>

